

国防保安法施行令

(昭和十六年五月六日
勅令第五百四十二号)

朕国防保安法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(総
理、内務、拓務、陸軍、海軍、司法大臣副署)

国防保安法施行令

第一条 主務大臣ハ国家機密ニ属スル各事項ニ付其ノ
取扱者其ノ他特ニ関係アル者ニ対シ秘密保持上執ル
ベキ措置其ノ他其ノ取扱方ニ関シ必要ナル指示ヲ為
スベシ

前項ノ規定ハ国防保安法第一条第一号又ハ第二号ニ
規定スル国家機密ニ属スル事項ニ付テハ御前會議ニ
在リテハ内閣総理大臣、其ノ他ノ會議ニ在リテハ当
該會議ノ長又ハ主宰者ニ之ヲ準用ス

第二条 前条ノ指示ニ係ル国家機密ニ属スル事項ヲ表
示スル図書物件ノ保管者ハ当該図書物件ニ附圖ニ定
ムル標記ヲ附スベシ

第三条 主務大臣及第一条第二項ニ規定スル者ハ各其
ノ指示ニ係ル国家機密ニ属スル事項ガ国防上外国ニ
対シ秘匿スルコトヲ要セザルモノト為ルニ至リタル
場合ニ於テハ関係者ニ其ノ旨ヲ了知セシムル為必要
ナル措置ヲ執ルベシ

前項ノ場合ニ於テハ前条ノ図書物件ノ保管者ハ当該
図書物件ニ附シタル標記ヲ抹消スベシ

附則

本令ハ国防保安法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

日本に与へる新聞紙法(プレスコード)

〔米軍總司令部涉外局昭和二十年九月二十一日発
表〕日本における新聞の自由を確立するといふ連合
軍總司令官の目的に沿ふために日本に対する新聞規
定が発表された。この新聞規定は新聞に対する制限
ではなくして、自由な新聞の持つ責任とその意味を
日本の新聞に教へ込むためである。而してニュース
の真实性および宣伝の払拭といふ点に重点がおかれ
てをり、本規定はニュース、社説並に全新聞紙に掲
載される広告は勿論、この外日本において印刷され
るあらゆる刊行物に適用される。

- 一、報道は厳格に事実を守らざるべからず
- 二、直接たると推論の結果たるを問はず公安を害す
べき事項は何事も掲載すべからず
- 三、連合国に対し虚偽若くは破壊的なる批判を為すべ
からず

四、進駐連合軍に対し破壊的なる批判を加へ又は同軍
に対し不信若くは怨恨を招来するが如き事項を掲載
すべからず

五、連合軍の動静は公表せられざる限り、之に関し記
述若くは論議を為すべからず

六、記事は事実即して記述せらるべく編輯上の意見
は完全に之を払拭せざるべからず

七、如何なる宣伝上の企図たるを問はず之に合致せ
しむべく記事を着色すべからず

八、如何なる宣伝上の企図たるを問はず之を強調し、

若くは伸張する為記事の軽微なる細部を過度に強調
すべからず

九、如何なる記事をも剽切なる事実若くは細部の省略
に依り之を歪曲すべからず

十、新聞の編輯において、如何なる宣伝上の企図たる
ことを問はず、之を實現し、又は伸張する目的を以
て如何なる記事をも之を不当に顯著ならしむべから
ず

最高司令官代理 ハロルド・フェア陸軍中佐

参謀副官補佐官